

川越市難工事指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の適正かつ円滑な執行を図るため、難工事の指定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「難工事」とは、次の各号のいずれかに該当する工事で、次条第1項の指定を受けたものをいう。

- (1) 工事に使用する資材、機材等の調達に時間を要し、作業効率が著しく低下する工事
- (2) 工事の施行に係る期間又は時間に制約があり、作業効率が著しく低下する工事
- (3) 工事を施行する場所の特性により、作業効率が著しく低下する工事
- (4) 前3号に準ずる工事で、入札への参加が敬遠されるおそれのある工事
(難工事の指定)

第3条 難工事は、川越市建設工事設計審査要綱に規定する審査対象工事のうちから、市長が指定するものとする。

2 前項の指定を行うときは、工事を施行しようとする担当の課長は、当該指定に先立ち、技術管理課長と協議しなければならない。

(入札公告等への記載)

第4条 難工事を発注するときは、入札公告及び工事特記仕様書に「難工事指定」と記載するものとする。

(難工事受注者への措置)

第5条 難工事を川越市工事成績評定要領の規定により、一定以上の工事成績で完成させたと評定された受注者は、優秀建設工事表彰の対象とするとともに、川越市総合評価方式において加点評価するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、難工事の指定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。